

管理委託契約約款 新旧対照表

| 新規程 | 旧規程 | 変更理由 |
|---|--|--|
| <p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 令和4年3月28日 届出 <u>一部変更 令和6年12月6日 届出</u></p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金<u>7%</u>を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。</p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(実施の日)</u> <u>1. 第20条のクレーム基金に係る控除率は令和6年度徴収分から実施する。</u></p> | <p>公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会</p> <p style="text-align: center;">公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 管理委託契約約款</p> <p style="text-align: right;">平成14年3月1日 届出 (略)</p> <p style="text-align: right;">一部変更 令和4年3月28日 届出 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第20条 (レコード実演に係る使用料の分配方法 放送用録音) 第10条(2)から(4)において収受した使用料の分配は、手数料を控除した額から、クレーム基金<u>5%</u>を控除した金額(以下、「分配対象額」という。)を、第14条記載の規程の定めるところに準じて行う。</p> <p>(略)</p> <p>附則 <u>(新規)</u></p> | <p>改正履歴を追加した。</p> <p>放送市場の変化に伴い放送用録音のクレーム基金が不足している状況をふまえ、料率を引き上げる必要が生じたから。</p> <p>実施期日を追加した。</p> |